

国民健康保険・後期高齢者医療の給付申請手続きの際、本人確認を行っています。

第三者によるなりすまし等の不正利用を防止するため、給付等の申請手続きの際に本人確認を行っています。詳しくは、下記をご参照ください。

手続きの際は必ず本人確認書類を持ってきてね!!



1. 必要な方の資格確認 ※有効期限があるものはすべて有効期限内に限ります。

本人の場合	代理人の場合
・資格確認書 ・マイナ保険証 ・資格情報のお知らせ ・国民健康保険課が発行した資格が確認できる書類（※1）	・委任状（※2） ・必要な方の資格確認ができる書類（左記、本人の場合と同じ）

※1 限度額認定証、マッサージ施術受療証、特定健診受診券、特定疾病受療証等

※2 自署の場合は押印不要。

手続内容、受任者の情報、委任者本人の被保険者番号、住所、氏名、生年月日が記載されていること。

2. 窓口へ手続きに来る方の本人確認 ※有効期限があるものはすべて有効期限内に限ります。

◆いずれか1つあれば本人確認できるもの（官公署発行の顔写真付き本人確認書類）

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・パスポート
- ・運転免許証
- ・その他官公署発行の顔写真付き免許証、許可証若しくは資格証明書（※3）

※3 身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、戦傷病者手帳など

◆2つあれば本人確認できるもの（イの書類2つ、又はイの書類1つとロの書類1つ）

イ	ロ
・資格確認書、資格情報のお知らせ ・介護保険被保険者証 ・国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金、恩給の証書、国民年金手帳など	・学生証（顔写真付き） ・医療機関の発行した診察券（顔写真付き） ・会社等の身分証明書（顔写真付き） ・国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（上記※3に掲げる書類を除く。） ・金融機関の通帳又はキャッシュカード